ダイジェスト版

公認会計士制度について

東北大学
2017年7月6日

公認会計士・監査審査会
会長　廣本　敏郎

公認会計士の使命

I 公認会計士とは ――“監査”及び“会計”の専門家

■公認会計士の使命

公認会計士は、**国家試験である公認会計士試験に合格した者だけに与えられる資格**であり、公認会計士法にその使命等が規定されています。

《公認会計士法第1条》
公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

■会計なくして経済なし

公認会計士は、グローバル化が急速に進む日本経済の健全な発展のために、監査人、コンサルタント、組織内会計士など、経済社会の様々な局面で、極めて重要な役割を果たすべく幅広く活躍しています。

MISSION

資本市場の番人として、企業等の財務情報の信頼性を確保し、投資家等を保護しています。

企業が作成する財務書類の検証

公認会計士
Certified Public Accountant (CPA)

PROFESSIONAL

監査·会計の専門家として、高度な専門知識を活かし、多様なニーズに応じて専門的な視点から助言·指導を行っています。

株式公開支援／M&A／組織再編

※このほか、税理士として登録を行うことにより、税務業務を行うことができます。

GLOBAL

金融·資本市場のグローバル化、企業の海外展開等に伴い、活動のフィールドは世界に広がっています。

グローバル経営戦略の策定
海外子会社を含むグループ決算

会計なくして経済なし
～企業の行動原理「売上最大、コスト最小」～

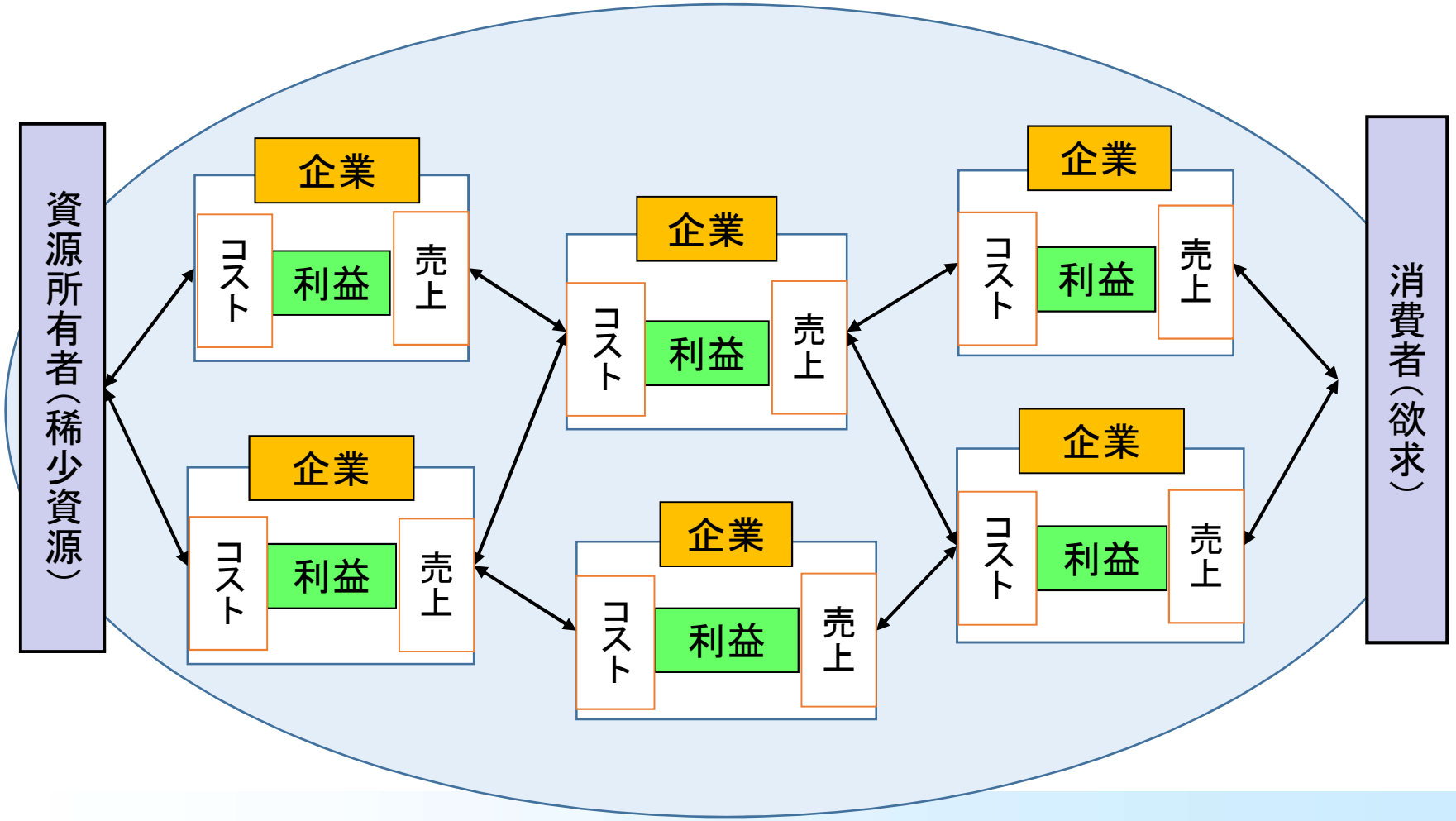

簿記会計による企業活動の見える化

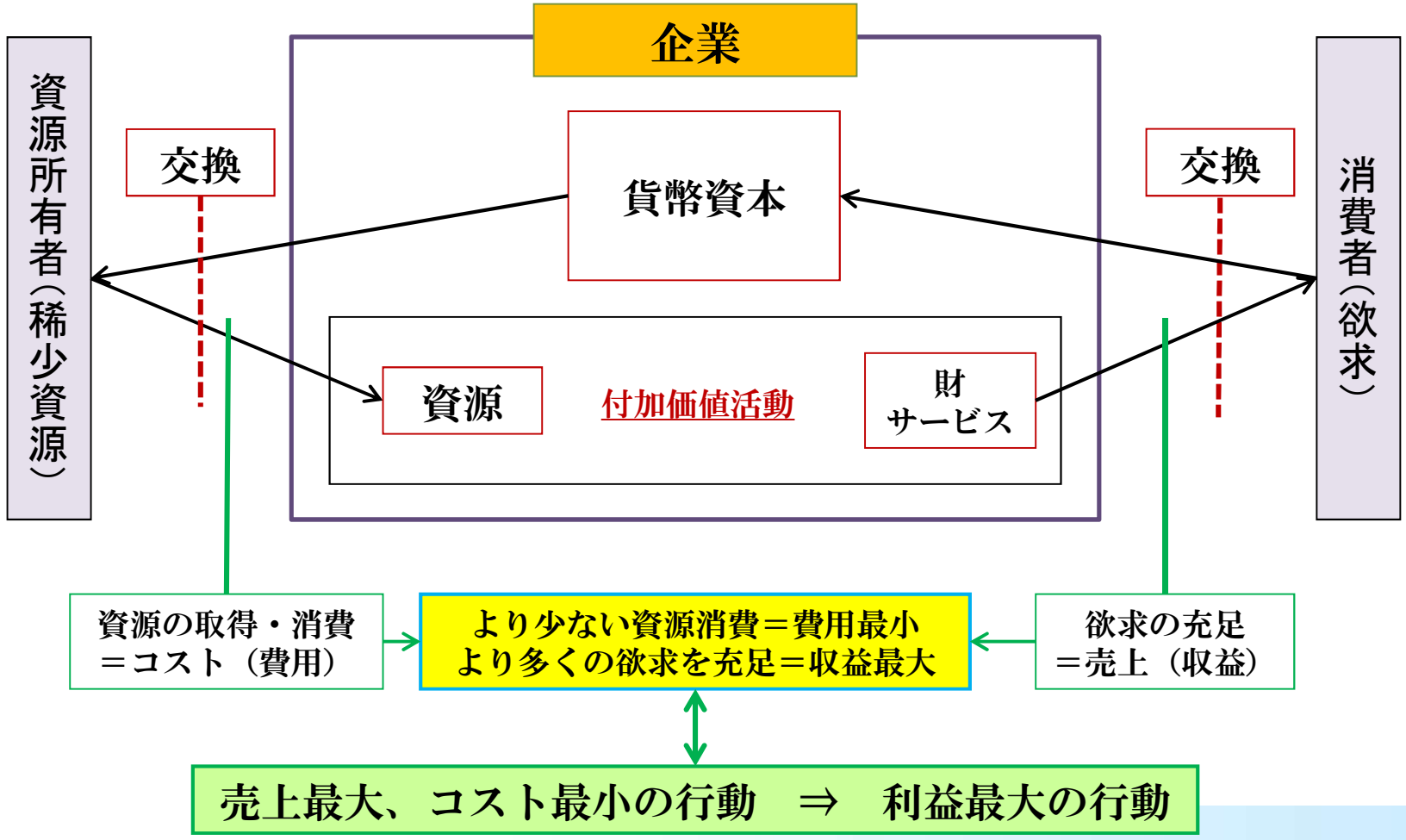

金融・資本市場における財務情報の重要性

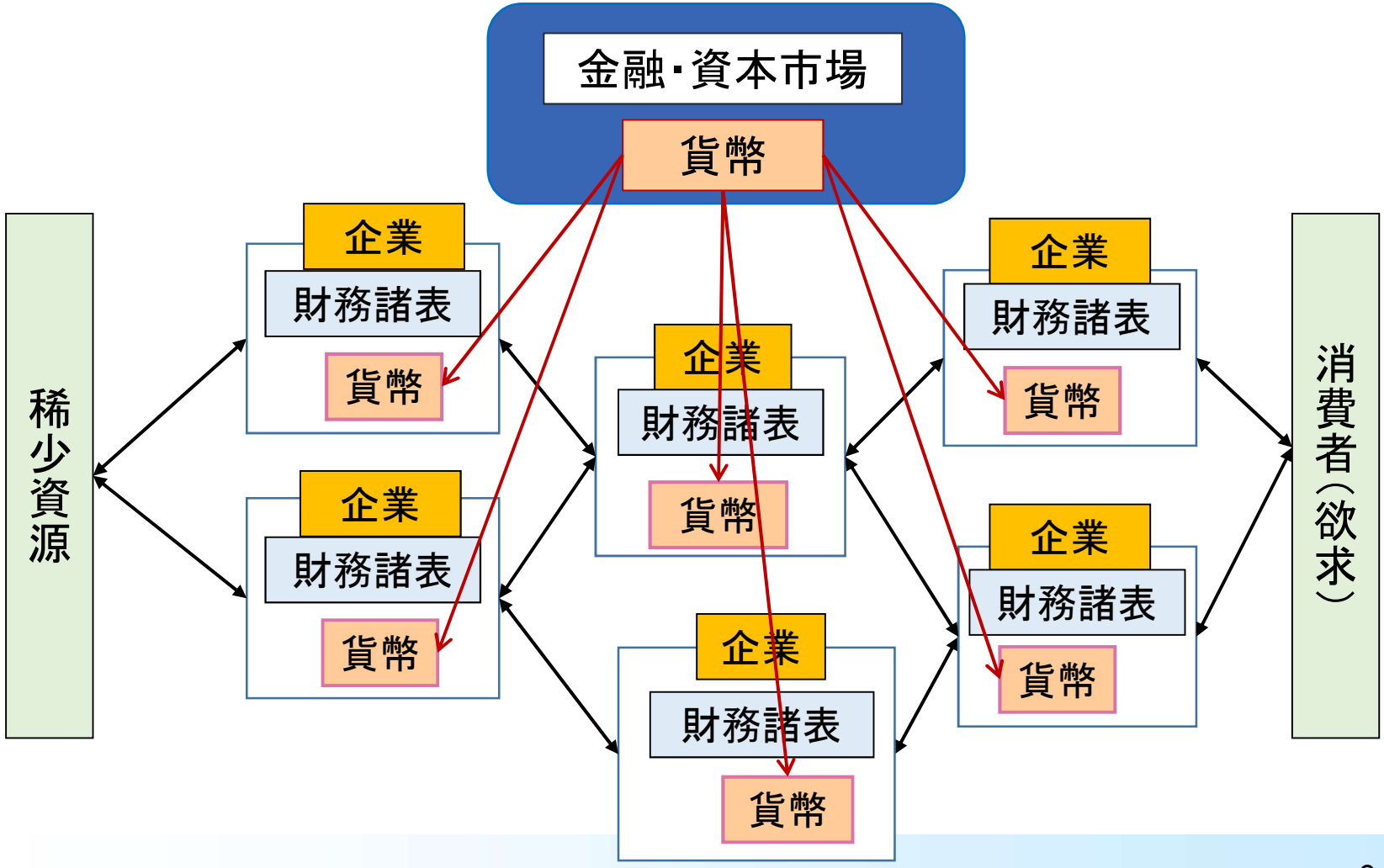

会計の公的義務と公認会計士

- 所有と経営の分離
- 私的会計から公的会計へ
- 会計基準の必要性
- 会計の公的義務と公認会計士の役割期待

財務情報の信頼性確保のシステム
～公認会計士の重要性～

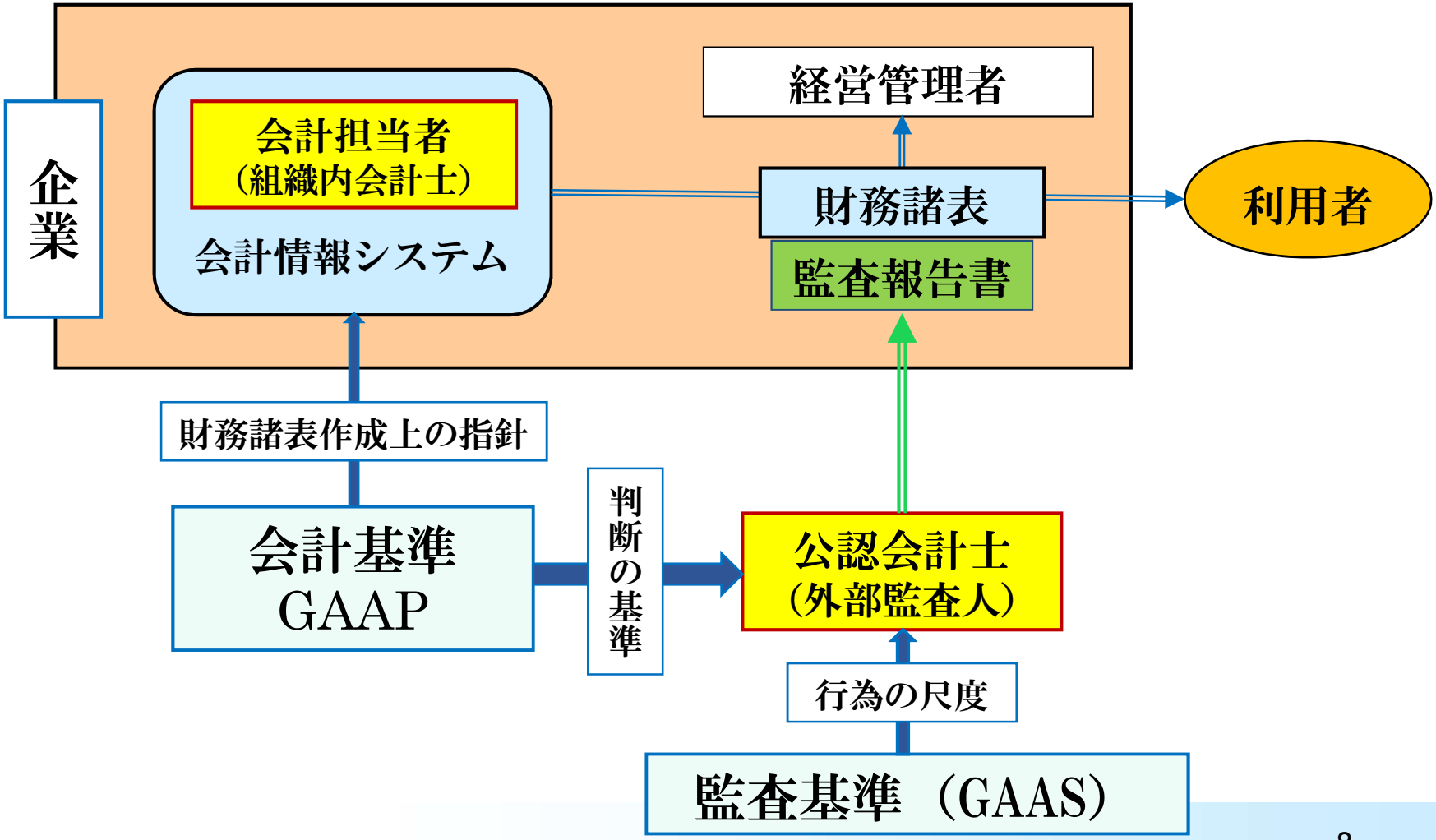

わが国公認会計士制度の始まり

わが国公認会計士制度の構築
～新井清光著『日本の企業会計制度』より～

- 昭和22年（1947年）
  - 証券取引法の制定（証券取引委員会に関する部分のみ）
  - 証券取引委員会の設置
- 昭和23年（1948年）
  - 証券取引法の改正（公認会計士監査の導入）
  - 公認会計士法の制定
  - 公認会計士管理委員会の設置
    - 昭和27年に公認会計士審査会、更に平成16年より公認会計士・監査審査会となり、現在に至る。

わが国公認会計士制度の構築（続）

- 昭和24年（1949年）
  - 企業会計原則の公表
  - 東京証券取引所、大阪証券取引所の設立
  - 日本公認会計士協会の設立
- 昭和25年（1950年）
  - 監査基準の公表
- 昭和26年（1951年）
  - 公認会計士監査の実施（正規の監査は、昭和32年開始）

わが国公認会計士制度の構築（続）

- 昭和41年（1966年）
  - 監査基準全面改訂
  - 公認会計士法改正（日本公認会計士協会の特殊法人化、監査法人制度創設）

【監査法人の設立】

- 監査法人太田哲三事務所（1967年）監査法人第1号
- 等松・青木監査法人（1968年）
- 監査法人中央会計事務所（1968年）
- 監査法人朝日会計社（1969年）
- 青山監査法人（1983年）わが国初の外資系監査法人

太田哲三『近代会計側面誌』より抜粋

- 会社の破綻は、勿論事業経営上の不手際に原因するものであるが、法定監査を受けている会社の場合には、公認会計士の監査が的確に行われていたかどうかが問題となる。
  - 公認会計士は、会社を破綻から防御する積極的能力を有するものではない。しかし経営の成果について正確に判断を下して、経営の方針をして…（続く）

太田『近代会計側面誌』抜粋（続）

－致命的な方面に突進することを抑制するに有力な作用をするものである。

- 監査報告書に付ける限定は、公認会計士の責任を解除することのみを意味するものではなく、これによって、当該会社の経営当事者は勿論であるが、広く利害関係者に警告して、内外より経営の健全化に導くことを趣旨としなければならない。

監査品質の確保・向上のための取組み

世界における監査監督機関の設置

- 2000年代初頭、エンロン事件（2001年）、ワールドコム事件（2002年）など大規模な不正会計事件の発生を受けて、公的な監査監督機関の設立の重要性が世界的に認識された。
  - 米国では、サーベンス・オクスリー法に基づき2002年にPCAOBが設立されたが、その後、2003年にはカナダにCPAB、フランスにH3C、2004年に英国にFRC、我が国にもCPAAOBが設立された。

審査会発足時の記者会見
～審査会の任務～

- 国際的に監査体制の信頼性及び質の向上が強く求められる中、監査事務所の監督体制の充実・強化等の観点から、公認会計士審査会を改組し、体制の充実・強化が行われ、当審査会が設置されました。
  - 特に最近、公認会計士の監査の信頼性に対する疑念を示すような事態が出てきていますが、これは社会が変化し、社会のニーズと現在の公認会計士制度ないし公認会計士の仕事と…

（続く）

審査会の任務（続）

- その間に乖離が生じていることによるものであり、現代社会に共通の事柄…審査会は、その乖離を埋める、重要な役割を果たす機関だと認識しています。
  - この任務を果たすことが公認会計士の仕事の信頼性を深め…財務情報の信頼性を高め、そのことが産業、日本経済の信頼性を高めることに繋がっていく…

（2004年4月22日審査会記者会見より）

IFIARの設立

- 世界各国で監査監督機関が設置された後、相互の情報交換の必要性が認識され、定期的に国際会議が開催されるようになった。
  - 第1回会議は、金融安定化フォーラム（FSF）の呼びかけで、2004年9月に米国ワシントンで開催された。
- 2006年9月に開催された第5回会議で同会議を発展的に解消することとし、新たに「監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators: IFIAR）の設立が合意された。
  - 第1回IFIAR会合は、2007年3月に東京で開催された。

公認会計士監査を巡る最近の動向

- 監査における不正リスク対応基準（2013年3月）
- コーポレートガバナンス・コード（2015年6月）
- 会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針（2015年11月）
- 金融庁・会計監査の在り方に関する懇談会提言「会計監査の信頼性確保のために」（2016年3月）
- 監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）（2017年3月）
- IFIAR常設事務局の東京設置（2017年4月）

平成29年３月31日
公認会計士・監査審査会

監査法人のガバナンス・コードの公表を受けて

本日、「監査法人の組織的な運営に関する原則 ≪監査法人のガバナンス・コード≫」が公表されました。公認会計士・監査審査会として歓迎いたします。
公認会計士・監査審査会は、監査品質の確保・向上のためには、監査法人の実効的なガバナンスの確立が重要であると認識しており、これまでも、ガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に重点を置いたモニタリングを実施してきたところです。
大手監査法人を中心に、すでに本ガバナンス・コードの趣旨を踏まえた態勢強化に向けた取組が進められているところと承知しておりますが、公認会計士・監査審査会としては、今後、各監査法人が構築・強化した態勢の実効性を検証してまいります。
また、このようなモニタリングで得られた情報をモニタリングレポート等を通じ、市場関係者にも広く提供していくなど、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に取り組んでまいりたいと考えております。

平成29年３月31日　公認会計士・監査審査会会長　廣本敏郎

内閣官房長官記者会見（平成28年4月22日午前）

- 今般、公認会計士・監査法人等を監督する各国・地域の当局で構成されるIFIARの常設事務局を東京に設置することが、ロンドンで行われた同機関の本会合で決定をされました。IFIARの常設事務局を東京に設置することは、我が国の国際的なプレゼンスの強化や東京市場の国際金融センターとしての地位向上の観点から、極めて重要であると考えます。したがって、我が国としては、金融庁及び公認会計士・監査審査会を中心に、外務省とも緊密に連携の上、政府一丸となって誘致活動に取り組んでまいりました。…我が国としては、IFIARの常設事務局が東京に設置された後も、IFIARが今後一層、国際機関として発展・成長し、グローバルな監査の質を高めていくことができるよう、積極的に貢献していきたいと考えます。

公認会計士の活躍領域の拡大

日本公認会計士協会HPより

- 1949年に東京、大阪、名古屋をはじめとする8箇所に証券取引所が開設、1951年、証券取引法に基づく公認会計士監査が開始された。
  - 以後、証券市場の拡大とともに公認会計士監査の重要度は増し、公認会計士法の改正が加えられてきた。1966年には、企業の事業活動の大規模化に対応する組織的な監査を行うため、監査法人が誕生。1967年には学校法人監査、1974年には商法に基づく公認会計士監査導入など公認会計士への要請は証券市場だけでなく社会全般に拡大されていった。

日本公認会計士協会の会長声明
～「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」～

- 平成28年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」により平成29年4月1日に開始する会計年度から一定規模を超える社会福祉法人に公認会計士監査が導入されることとなり、…また、平成27年9月に成立した「医療法の一部を改正する法律」により一定規模以上の医療法人にも公認会計士監査が導入されることになっています。
  - 会員各位におかれましては、公認会計士の役割に対する社会的な期待を改めて自覚し、監査及び会計の専門的知識に加えて、実務を通じて蓄積した知見を十分に活かし、公認会計士監査を実施し、監査を通じて監査対象法人の経営力の強化に資することができるよう、…　（続く）

「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」（続）

- 自ら研鑽に努めていただくようお願いします。
  - なお、監査の実施に当たっては、適切な監査時間や報酬を確保することで監査の品質を確保すると共に、監査対象法人の関係者が、監査時間も含めた監査に関する事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するためにも、適宜十分なコミュニケーションを図り、監査対象法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査を行うことなどにも留意いただくようお願いいたします。

（平成28年10月13日会長声明「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」『会計・監査ジャーナル』2016年12月、19頁）

金融行政方針　平成28年10月　金融庁

- 監査業務を担う公認会計士という職業に関心を持つ者の拡大を図るため、会計監査や公認会計士資格に関し、高校生等若年層や女性に向けた広報活動を、日本公認会計士協会等と連携して推進する。（15頁）

- 金融庁・日本公認会計士協会　作成パンフレット

  公認会計士・試験合格者の活躍フィールド（2016年8月）

  - 公認会計士は、監査法人で勤務するだけではありません。監査業界に限らず、社会のさまざまな場面で会計専門家の知識・経験・判断力が必要とされています。

公認会計士という職業の可能性

- 国際会計士連盟（IFAC）会長は、2015年12月に東京で開催されたシンポジウム「グローバル経済を支える公認会計士の魅力と社会的責務」の基調講演で、次のように語っています。
  - 公認会計士は、グローバルな将来の可能性が素晴らしいキャリアであり、これからの公認会計士には、その将来の可能性に向けて広い視野を持ってほしい。
  - 公認会計士は、社会からグローバルな視点と対応力が求められている。

公認会計士という職業の可能性（続）

皆さんは、公認会計士として身につける知識や手段を使って、いかに公共の利益に変化をもたらし貢献できるか、大胆な想像力で公認会計士という職業を進化させていってほしい。

そのためにも、次世代のリーダーとして常に正しい行いをすることによって、公認会計士という職業は最高レベルの倫理と行動に支えられているという価値観を守ってほしい。同時に、誠実さ、公正さ、善良さによって、キャリアの基盤を強化していってほしい。

（『会計・監査ジャーナル』2016年3月号、140-141頁）